平成２２年（フ）第１５６号
岩手県花巻市星が丘２丁目12番15号　グリーンリバーＢ102号、前住所岩手県花巻市下幅13番16号　ホワイトハウスⅡ1001号
債務者　伊藤　智春
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第８３号
岩手県胆沢郡金ケ崎町六原東町50番地12、旧住所岩手県盛岡市開運橋通１番34号山田ビル１Ｆ
債務者　山口　秀一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第８２８号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東１丁目７番地10シオノコーポ101号
債務者　橋本　裕之
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８３１号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目６番27号　第２小杉ハイツ103
債務者　工藤　忠則
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９０２号
埼玉県坂戸市大字堀込419番地24
債務者　吉岡　希望
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９０３号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目８番22号　美鈴ハイツ101
債務者　鈴木　陽夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９１５号
埼玉県ふじみ野市富士見台18番１号　小泉マンション305
債務者　石坂千代子（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９３１号
埼玉県川越市上野田町４番地38　桜荘１－５
債務者　石井　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２５号
千葉県旭市江ケ崎1529番地20　メゾン旭103
債務者　佐川　明仁
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３３号
千葉県匝瑳市椿1636番地４　ホスミコーポ２号
債務者　飯田内藏助
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９９号
岐阜県中津川市手賀野169番地の２　雇用促進中津川宿舎１号棟209号
債務者　髙橋　邦夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８２号
京都府亀岡市下矢田町東法楽寺54番地22
債務者　服部　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１０７２号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番46―305号、前住所大阪府河内長野市上田町30番地の２117号
債務者　藤原左官こと　藤原　道好
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２３７号
堺市堺区香ヶ丘町４丁３番33号　１－７号
債務者　石田　惠子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６７号
堺市中区深井清水町3253番地　南埜第一マンション103号
債務者　安達　　剛（旧姓上崎）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７４２号
堺市堺区北波止町36番地１
債務者　富永末夫こと　ＴＯＭＩＮＡＧＡ　ＳＵＥＯ
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７４５号
堺市西区鳳中町２丁40番地15
債務者　アロマテラピーサロンＲｉＲＡこと　松本　直美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係